

## 「関係人口来県支援交通費補助金」について（概要）

### 1 目的

県外居住者が地域活動に参加するために来県する際の交通費を補助することにより、地域等との多様な関わりを促し、本県と多様な形で継続してつながりを持つ関係人口の創出・拡大を図る。

### 2 事業主体

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議（以下、「県民会議」という。）

### 3 事業概要

#### (1) 補助対象者

①山口県外に居住し、②山口つながる案内所に関係人口として登録した者で、③補助対象事業のために来県し、④その活動内容を SNS 等で発信した者

#### (2) 補助対象事業

下記の全ての要件に該当する地域活動（詳細は別紙参照）

- ① 地域の課題解決や活性化のために実施するもの
- ② 山口つながる案内所ホームページに登録しているもの

#### (3) 補助対象経費及び補助率等

交付の対象となる経費	補助率	上限額
居住地から山口県内への往復交通費（公共交通機関（タクシーを除く）を利用した実費に限る）	1 / 2	3万円

※ 1人あたり、1年度につき1回まで

### 4 交付手続き

#### (1) 申請方法

県民会議事務局あてメール または 郵送（押印はもとめない）

#### (2) 申請期限

地域活動の完了後30日 または 年度末日

#### (3) 参加確認

原則、県民会議事務局において、SNS等の投稿により確認

※ 場合により、地域活動主催者へ電話等により参加確認

#### (4) 交付方法

申請者本人口座への銀行振込み

【参考】手続きの流れ



## 関係人口来県支援交通費補助金の補助対象事業について

### 1 補助対象事業（以下、「プロジェクト」という。）の要件

地域の活性化や課題解決のための地域活動とし、その実施のために来県者の知識や経験、労務等を必要とする地域活動とする。

#### 《対象となるプロジェクトの例》

- 地域に宿泊施設がないため、来県者に空き家を改修してもらい、又は、来県者と地域住民等とで魅力的な空き家改修に向けたワークショップを行う
- 地域の担い手不足のため、来県者に農作業や草刈りを手伝ってもらい
- 特産品のブランド化・販路拡大のため、来県者にPR方法を検討してもらい

#### 《対象外のプロジェクトの例》

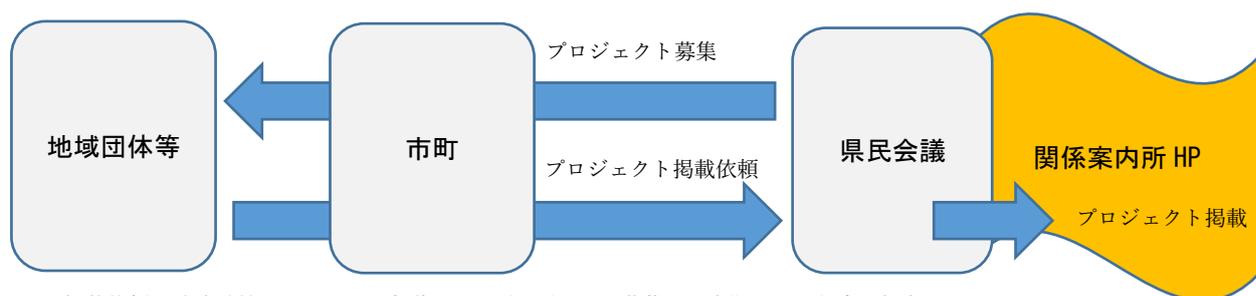
- 地域行事の活性化のため、来県者に夏祭りに参加してもらい  
(単なる参加だけでなく、イベントの企画や催行補助をしてもらう必要がある)
- 来県者に陶芸体験をしてもらい  
(単なる体験だけでなく、例えば、体験を基に新たなツアー商品の検討等をしてもらう必要がある)

### 2 プロジェクト掲載

関係案内所ホームページに掲載するプロジェクトについては、原則として、市町を通じて、県民会議あて掲載依頼があったものを対象とする。

なお、関係案内所ホームページ以外のマッチングサイト等で募集を行っている（又は行う予定）ものであっても対象となる。

プロジェクトについては、関係案内所ホームページで公開するほか、関係人口として登録していただいた方あてにメールやSNS等により情報発信する。



※ 掲載依頼は随時受付するが、県民会議からのプロジェクト募集は四半期に1回程度を想定

### 3 プロジェクトへの参加

関係案内所ホームページ上で、関係人口登録者から応募があった場合は、市町又は地域団体等のどちらか（プロジェクト掲載依頼時にどちらかを選択）にメールで通知する。

その後の来県に至るまでの登録者とのやりとりは、メール受信した市町又は地域団体等が行う。



## 関係人口来県支援交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議（以下、「県民会議」という。）が行う、関係人口来県支援交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、山口県外居住者が地域活動に参加するために山口県を訪れる際の交通費を補助することにより、地域等との多様な関わりを促し、山口県に多様な形で継続してつながりを持つ関係人口の創出・拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 関係案内所

県民会議が設置した、関係人口に関する様々な情報を提供する拠点「山口つながる案内所」をいう。

(2) 補助事業

補助金の交付の対象となる事業をいう。

(3) 補助対象者

補助金の交付を受ける者をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、山口県外に居住し、関係案内所に関係人口として登録した者で、補助事業のために山口県に来県し、その活動内容をSNS等で発信した者とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に定めるとおりとする。

3 補助金の交付の要件となるSNS等の種類及び投稿内容は、別表第2に定めるとおりとする。

4 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次に定めるとおりとする。

補助金の交付の対象となる経費	補助率	上限額
補助事業のための居住地から山口県内への往復交通費（居住地から最初の県内到着地及び最後の県内出発地から居住地までの交通費で公共交通機関（タクシーを除く）を利用した実費に限る。）	1 / 2	3万円

5 前項の経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、県民会議会長（以下、「会長」という。）が別に定める期日までに、交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 複数の山口県外居住者が同一の補助事業に参加した場合には、交付の申請は、同居の者に限り、一括して行うことができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、第5条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 会長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助事業の主催者等に必要な確認を行うことができる。

(決定の通知)

第7条 会長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、別記第2号様式により、その決定の内容を申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 会長は、前条による補助金の交付決定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 会長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(交付金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(免責事項)

第11条 県民会議は、補助対象者がSNS等で発信した投稿に起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他の申し立て等について一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 2 項関係）

補助事業	備 考
1 地域の活性化や課題解決のための地域活動	会長が別に定める要件を満たすものに限る。

別表第 2（第 4 条第 3 項関係）

対象となる SNS 等の種類	投稿内容
1 Facebook	会長が別に定める要件を満たすものに限る。
2 Twitter	
3 Instagram	
4 ブログ	

別記第 1 号様式

年 月 日

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議  
会長 村岡 嗣政 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
登録番号  
T E L  
E - m a i l

(元号) 年度関係人口来県支援交通費補助金交付申請書

下記のとおり (元号) 年度関係人口来県支援交通費補助金の交付を受けたいので、  
関係人口来県支援交通費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申  
請します。

記

1 来県期間 年 月 日から 年 月 日

2 交付申請額の算定基礎

氏 名	続柄	出発地	到着地	金 額 (円)
	本人			
合計額 (A)				

3 交付申請額

交付申請額 = 合計額 (A)  $\times 1 / 2 =$  円

※ 小数点以下切り捨て、上限額 30,000 円 / 名

添付書類

- 1 申請者等の氏名及び居住地を証する書類 (免許証、住民票等)
- 2 交付の対象となる経費を証する書類 (利用日、往復の発着地が記載された領収書等)
- 3 来県報告書兼振込口座申出書

別記第2号様式

指令 県民会議第 号

( 住所・氏名 )

(元号) 年 月 日付けで申請のありました(元号) 年度関係人口来県支援交通費補助金については、関係人口来県支援交通費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

(元号) 年( 年) 月 日

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議  
会長 村岡 嗣政

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、(元号) 年 月 日付けで申請のあった(元号) 年度関係人口来県支援交通費補助金事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

交付の対象となる経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の額は、交付の対象となる経費の1/2と、上限額とを比較して、いずれか低い額とする。

## 関係人口来県支援交通費補助金交付要領

### 第1 趣旨

この要領は、関係人口来県支援交通費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

### 第3 補助金の交付

要綱第4条第2項に係る別表第1における会長が定める要件については、下表のとおりとする。

補助事業	要件
1 地域の活性化や課題解決のための地域活動	実施のために来県者の知識や経験、労務等を必要とする地域活動で、関係案内所ホームページに登録しているもの。 ※ 関係案内所ホームページへの登録は、原則として、市町を通じて県民会議あてに登録依頼があったものに限る。

2 要綱第4条第3項に係る別表第2における会長が定める要件については、県民会議事務局が以下の各号のいずれにも該当しないと判断した場合とする。

- (1) 補助事業への参加が確認できない投稿
- (2) 公序良俗に反する内容の投稿
- (3) 他人の著作権・肖像権に抵触する投稿
- (4) 特定のキャラクターやタレント等の権利に抵触する恐れのある投稿
- (5) 個人・企業・団体等を中傷、プライバシーを侵害する投稿
- (6) 法令に違反する内容の投稿
- (7) その他県民会議が不適切と判断する投稿

### 第4 補助金の交付

補助金の交付を受けることができる回数は、1人あたり、1年度につき1回とする。

### 第5 交付申請書の提出期日

要綱第5条第1項に基づく補助金の交付申請書の提出期日については、補助事業の完了から30日を経過した日又は、補助事業が完了した日の属する

年度の末日のいずれか早い期日とする。

## 第6 交付申請書の添付書類

交付申請書には、次に掲げる書類を添付する。なお、特に指定のない場合は、原本に代えて、写しを添付することができる。

- ・申請者等の氏名及び居住地を証する書類（免許証、住民票等）
- ・交付の対象となる経費を証する書類（利用日、往復の発着地が記載された領収書等）
- ・参加報告書（別添様式1：原本）

## 第7 書類の提出方法

(1) 書類の提出は、県民会議事務局あてメールまたは郵送により行うものとする。

区 分	提出先
メール	uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp
郵 送	〒753-8501 山口市滝町1-1 中山間地域づくり推進課内 「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局

(2) 要綱及びこの要領に特に定めのある場合、若しくは県民会議事務局長が特に指示する場合を除き、提出する書類の部数は1部とする。

## 第8 個人情報の利用

会長は、県民会議の事業の実施に必要な範囲において、補助金の交付に関して取得した補助対象者に係る情報を利用することができる。

## 第9 その他

要綱及びこの要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、県民会議事務局長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和2年9月23日から施行する。

別添様式 1

(元号) 年度関係人口来県支援交通費補助金  
来県報告書兼振込口座申出書

住 所  
氏 名

- 1 地域活動等の名称
- 2 主催者の名称 ※必要に応じて、主催者へ参加確認を行う場合があります。

3 来県者の内訳

氏 名	続柄	備 考
	本人	

4 来県期間

年 月 日( )から 年 月 日( )

5 活動内容を発信した SNS 等の投稿の URL

URL が不明の場合は、以下を記入してください。

SNS 等の種類	Facebook ・ Twitter ・ Instagram ・ ブログ
アカウント名	
投稿日	年 月 日
投稿タイトル	

※ 投稿は事務局で確認ができるように公開してください。  
(公開が困難な場合は、事務局に相談してください。)

6 振込口座 (振込口座は、交付申請者と同一名義の口座に限る)

金融機関名	銀行・金庫・信用組合							
支店名	支店・支所・出張所							
口座種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								